

毛呂山ジュニアバレーボールクラブ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは毛呂山ジュニアバレーボールクラブと称す。

(所在地)

第2条 本クラブの事務所を代表宅に置く。

(目的)

第3条 本クラブはバレーボールの技術向上を通じて、青少年の心身の健全な育成に資するとともに、「元気に楽しくバレーボールができるようになること」を目的とする。

(活動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために毛呂山町バレーボール連盟に加入し次の活動を行う。

- (1) バレーボールを主とした各種スポーツ活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 文化学習活動
- (4) 奉仕活動
- (5) 体育協会・連盟に係わる事業への協力
- (6) その他本クラブの目的達成に必要な活動

第2章 構 成

(組織)

第5条 本クラブは、毛呂山町バレーボール連盟に加入し、クラブ員、保護者会及び指導者をもって構成する。

(クラブ員)

第6条 本クラブは、目的を理解し、入会を希望する、小学1年生から小学6年生をもって構成する。

(指導者および保護者会)

- 第7条
1. 本クラブの代表を1名おき、指導者を数名おくものとする。
 2. クラブの円滑な運営のため、保護者会を組織する。(会長 副会長 会計)

(入退会等の手続き)

- 第8条 1. 本クラブへの入会は、様式1による入会申込書を提出してこれを行う。また、入会にあたっては、入会費1,500円を同時に納入するものとする。
2. 本クラブを退会するときは、様式2による退会届をあらかじめ提出するものとする。

第3章 会 計

(会計)

- 第9条 本クラブの会計は、クラブ員保護者の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって構成する。

(会費)

- 第10条 1. 会費は1人あたり1ヶ月2,000円とする。
兄弟の加入がある場合には、兄弟割引をする。
2. 運営協力金として1人1ヶ月500円を徴収する。
3. ユニフォーム協力金として毎年1人1,000円を徴収する。
4. 会費のほかに発生する費用は、別途納入するものとする。

(会計年度)

- 第11条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

第4章 総 会

(総会)

- 第12条 1. 本クラブは、年1回の総会をおよび必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。
- (1) 事業計画
 - (2) 予算・決算
 - (3) 規約改正
 - (4) その他必要事項
2. 総会は、保護者の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規約は、平成30年4月1日から適応する。